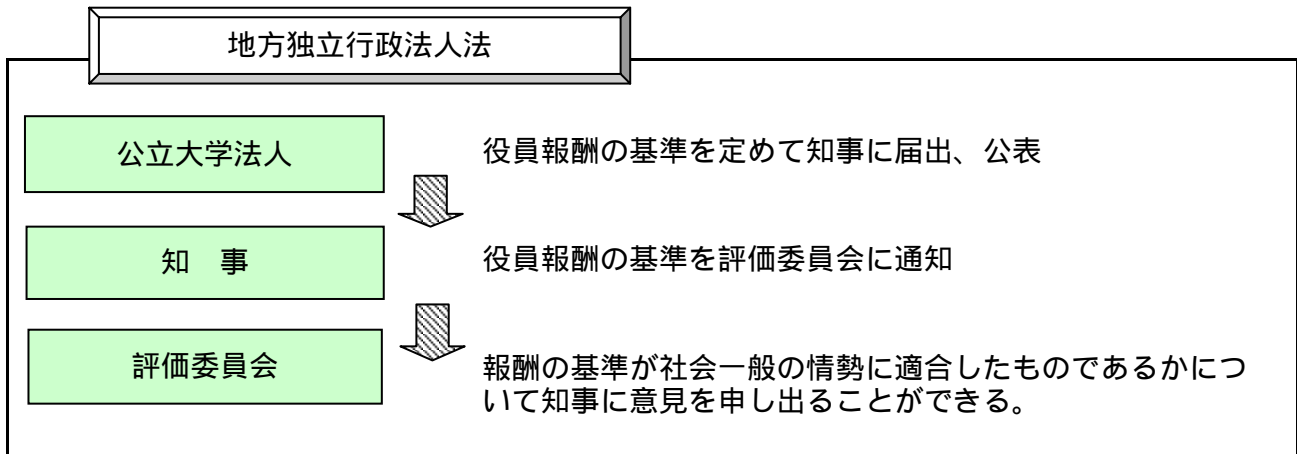


役員の報酬及び退職手当について

【地方独立行政法人法に定める手続】



【設定の考え方】

国立大学法人、公立大学法人の報酬月額の設定例にならない国の指定職俸給表をもとに設定

- ・ 理事長 = 国の指定職俸給表 6 号を適用 (例：大阪府立大、島根大学)
- ・ 副理事長 = 国の指定職俸給表 2 号を適用

年収の総額について、他の国立大学法人、公立大学との比較考量を行って設定

理事長及び副理事長

| 給与の種類 | 給料 | 期末手当 (賞与) | 退職手当 |
|-------|-------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 理事長 | 1,066,000/月 | 役職加算45% 支給月数3.35月 × 業績増減率 | 給料月額 × 12.5/100 × 在職月数 × 業績増減率 |
| 副理事長 | 784,000/月 | 役職加算45% 支給月数3.35月 × 業績増減率 | 給料月額 × 12.5/100 × 在職月数 × 業績増減率 |

業績増減規程について

期末手当及び退職手当の額は、評価委員会の業績評価の結果及び当該役員の職務の実績を勘案し、経営委員会の議を経て理事長がその額の100分の10の範囲内で増減することができる。

理事

「職員が役員を兼ねるときは職員としての給与を支給する」旨規定し、重複支給はしない。

給与の減額措置について

県における給与の減額措置を勘案し、1年間次の措置を講ずる。

理事長、副理事長のカット率 : 15%